

北本市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査の通知)

第2条 法第9条第3項の規定による通知は、空家等立入調査通知書（様式第1号）により行うものとする。

(立入調査員証)

第3条 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第2号）とする。

(助言又は指導)

第4条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、助言（指導）書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(事前通知書)

第6条 法第14条第4項の規定による通知書は、命令に係る事前通知書（様式第5号）とする。

(命令)

第7条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第6号）により行うものとする。

(意見書)

第8条 法第14条第4項の規定による意見書は、意見書（様式第7号）とする。

(意見聴取請求)

第9条 法第14条第5項の規定による請求は、意見聴取請求書（様式第8号）により行うものとする。

(意見聴取通知)

第10条 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取実施通知書（様式第9号）により行うものとする。

（公示の方法）

第11条 省令で定める公示の適切な方法は、省令で定める方法のほか、北本市公告式条例（昭和36年条例第9号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法とする。

（標識）

第12条 法第14条第11項の標識は、標識（様式第10号）とする。

（行政代執行）

第13条 法第14条第9項に規定する処分（以下「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第11号）により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第12号）により行うものとする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（様式第13号）とする。

4 代執行に係る行政代執行法第5条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書（様式第14号）により行うものとする。

（準用）

第14条 前条第3項及び第4項の規定は、法第14条第10項に規定する処分について準用する。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第40号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。